

年末のごみ・し尿収集のご案内

ごみの収集

年末は下記の日程で

年末のごみ収集は、下記の日程で収集します。
詳しくは、収集カレンダーをご覧ください。

地 区	不燃ごみ収集日	可燃ごみ収集日
土岐津町	21日(金)	17日(月)・20日(木)・
肥 田 町	25日(火)	24日(月・休)・27日(木)・
泉 町	28日(金)	29日(土)
鶴 里 町	17日(月)	18日(火)・21日(金)・
曾 木 町	20日(木)	25日(火)・28日(金)・
駄 知 町	24日(月・休)	30日(日)
下 石 町	27日(木)	
妻 木 町		

粗大ごみの申し込みは14日(金)までに

12月の粗大ごみ収集の申し込みは、12月14日(金)午後5時15分までです。必ず電話で申し込みをして、指定日に集積場所へ出してください。

ごみの直接搬入

環境センターでは、年末のごみの直接搬入を下記の日程で受け付けます。

搬 入 日	24日(月・休)～30日(日)
受付時間	午前8時30分～正午 午後1時～4時15分

- * 年末は受け付けが大変混雑し、待ち時間が長くなります。早めに搬入するようにしてください。
- * 混雑を避けるために、あらかじめ可燃・不燃・粗大・資源物に分別し、まとめて持ち込んでください。
(家庭ごみの処理手数料は、無料です)

環境センターの休業期間

12月31日(月)～平成20年1月3日(木)までは休業となります。

1月4日(金)からは通常業務となります。

1月の資源回収日

1月の資源回収日は、例月と違い各地区とも、1週ずつ繰り延べとなりますのでご注意ください。

地 区	回 収 日
泉町	9日(水)
土岐津町・肥田町	16日(水)
鶴里町・曾木町・駄知町	23日(水)
下石町・妻木町	30日(水)

詳しくは、環境センター(☎553325)へどうぞ。

し尿の収集

お申し込みは16日(日)までに

年末年始のし尿収集は、年末は12月28日(金)まで、年始は1月4日(金)からです。

12月29日(土)から1月3日(木)までは収集しませんので、年内に収集の必要な方は、12月16日(日)までに申し込んで(番地まで記入して)ください。

17日以降の申し込み分については、新年の収集となりますのでご注意ください。

★必ず、し尿処理券を用意してください。し尿処理券がないと収集できない場合があります。また、電話での申し込みは受け付けませんので、ご注意ください。

詳しくは、衛生センター(☎553429)へどうぞ。

森林の伐採や開発をするには

届け出や許可が必要です

森林を伐採したり開発する場合には、県や市への届け出や許可が必要となり、それぞれに取り扱いが異なります。

森林の伐採

保安林の場合

個々の保安林ごとに伐採方法や伐採限度などを規定する指定施設要件が定められており、これに適合する伐採などが認められています。
伐採方法や天然林、人工林の違いによって届け出や許可が必要となります。

普通林の場合

原則として、事前に市へ伐採届を提出する必要があります。

ただし、森林施業計画に基づいた伐採の場合には事後の届け出となります。

森林の開発

保安林の場合

保安林はいわば「永久森林」と位置付けられたものであるため、原則として開発することはできません。

なお、保安林の解除については、「保安林の指定理由が消滅したとき」と「保安林の指定目的に優先する公益上の理由により必要が生じたとき」のみに限られています。

普通林の場合

1 haを超える森林を開発する場合は、県の林地開発許可が必要であり、1 ha以下の場合は、市への伐採届が必要となります。

詳しくは、東濃農林事務所林業課 ☎ 1111・内線288 または市農林課内線246へ。